



2025/11/26 16:37 現在の情報です。

東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル3F  
株式会社AoyamaLab

会社法人等番号	0110-01-125235	
商号	株式会社AoyamaLab	
本店	東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル3F	
公告をする方法	<p>電子公告により行う。  <a href="https://k.secure.freee.co.jp/companies/121562/announces">https://k.secure.freee.co.jp/companies/121562/announces</a>            ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>	
	<p>電子公告により行う。  <a href="https://aoyamalab.co.jp/public_notice">https://aoyamalab.co.jp/public_notice</a>            ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>	<p>令和 4年 6月27日変更 ----- 令和 4年 6月30日登記</p>
会社成立の年月日	平成30年11月13日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>インターネット等を利用したサービスの企画、制作及び運営</li> <li>インターネット等による通信販売、情報提供、コンテンツ企画及び制作</li> <li>アプリケーションシステムの企画、開発及び販売</li> <li>広告、マーケティング業務及びデザインの企画並びに制作</li> <li>前各号に関連する業務のコンサルティング事業、業務受託事業及び代行業務</li> <li>投資業務及び投資ファンド運営に関連するコンサルティング業務</li> <li>酒類の販売</li> <li>前各号に附帯関連する一切の事業</li> </ol>	
発行可能株式総数	5000万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	<p>発行済株式の総数 1560株 各種の株式の数 普通株式 1250株 A種優先株式 310株</p>	<p>令和 3年 9月30日変更 ----- 令和 3年11月10日登記</p>
	<p>発行済株式の総数 156万株 各種の株式の数 普通株式 125万株 A種優先株式 31万株</p>	<p>令和 5年 2月 1日変更 ----- 令和 5年 5月23日登記</p>
資本金の額	金4590万円	
	<p>令和 3年 9月30日変更 ----- 令和 3年11月10日登記</p>	
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	<p>普通株式 2500万株 A種優先株式 2500万株 I (残余財産の分配)            1. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、金400,000円（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。            2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主等及びA種優先株主等に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主等に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にIVに定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。            3. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。            (1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先</p>	

分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

1

調整後分配額 = 当該調整前の分配額 ×  $\frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{\text{発行済株式総数}}$

(2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

既発行A種優先株式数 × 前分配額 + 新発行A種優先株式数 × 払込金額

調整後分配額 =  $\frac{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}{\text{発行済株式総数}}$

(3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

## II（議決権）

A種優先株主は、当社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

## III（A種種類株主総会の決議を要する事項に関する定め）

1. 下記の各事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項（取締役会設置会社でない場合には株主総会決議事項）とし、当社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、A種種類株主総会の決議を得るものとする。

(1) 商号、目的、本店の所在地及び公告の方法以外の定款の変更  
(2) 合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割その他企業再編又は第三者との資本提携

(3) 株式、潜在株式（新株予約権、新株予約権付社債その他株式への転換、株式との交換その他株式の取得が可能となる証券又は権利を意味する。以下本IIIにおいて同じ。）又は社債の発行又は処分。但し、潜在株式にかかる権利の行使又は取得条項に基づき発行又は処分する場合を除く。

(4) 自己株式の取得（但し、第3号但書の場合を除く。）、株式消却、資本金若しくは準備金の増加若しくは減少、又はその他の資本の変更

(5) 配当又は中間配当

(6) 代表取締役又は役員等（会社法第423条第1項に定める「役員等」を意味する。以下同じ。）の選任又は解任

(7) 解散、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の開始の申立て

## IV（普通株式と引換えにする取得請求権）

A種優先株主は、A種優先株主となった時点で降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数  
A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

A種取得比率 =  $\frac{\text{取得価額}}{\text{A種優先株式の基準価額}}$

(2) 前号に定めるA種優先株式の基準価額及び同号に定める取得価額（以下「取得価額」という。）は、いずれも当初200,000円とする。

## V（取得価額等の調整）

前IVに定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

### (1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外ときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外ときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条

第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利(A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。)を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数(自己株式を除く。)と、(ii)発行済A種優先株式(自己株式を除く。)の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする(但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式の目的たる普通株式の数は算入しない。)

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て(株式無償割当てを除く。)により行われる場合は、前Ⅳに定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。また、かかる発行又は処分が実質的に株主に対する割当ての目的で形式上株主割当て又は無償割当て以外の手続により行われる場合も、当社の取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定)に基づきA種優先株式の基準価額も同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i)当社又は当社の子会社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的の新株予約権を発行する場合(当該発行直後において、当社の発行する全ての新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の10%を超えない場合に限る。)、又は(ii)A種優先株式の発行済株式総数過半数を有するA種優先株主(複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。)が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2)株式の分割、併合又は無償割当てによる調整  
A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日(割当てのための基準日がある場合はその日)の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

### (3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議(取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議)に基づき、合理的な範囲において取得価額及びA種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。

①合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために取得価額の調整を必要とする場合。

②潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

③潜在株式等にかかる上記(1)②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。

④上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会(取締役会設置会社でない場合には取締役)が判断する場合。

### Ⅵ(普通株式と引換えにする取得)

当社は、A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の申請を行うことが取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会)で承認され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会)の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することがで

	<p>きる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、Ⅳ及びⅤの定めを準用する。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。</p>		
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当会社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。</p>		
役員に関する事項	取締役	内山和也	令和2年12月28日重任 令和3年2月10日登記
	取締役	内山和也	令和5年1月30日重任 令和5年5月23日登記
	取締役	朝田直樹	令和3年4月26日就任 令和3年5月10日登記
	取締役	朝田直樹	令和5年1月30日重任 令和5年5月23日登記
	取締役	中村和博	令和5年2月28日就任 令和5年5月23日登記
	取締役	荻原拓也	令和5年2月28日就任 令和5年5月23日登記
	東京都杉並区高井戸東一丁目1番32号 代表取締役	内山和也	令和2年12月28日重任 令和3年2月10日登記
	東京都杉並区高井戸東一丁目1番32号 代表取締役	内山和也	令和5年1月30日重任 令和5年5月23日登記 令和5年7月31日辞任 令和5年11月24日登記
	千葉県市川市行徳駅前二丁目9番17-303号 (ライオンズ行徳駅前レジデンス) 代表取締役	中村和博	令和5年5月31日就任 令和5年11月24日登記 令和6年1月1日辞任 令和6年8月21日登記
	神戸市東灘区岡本九丁目7番7号 代表取締役	朝田直樹	令和6年1月1日就任 令和6年8月21日登記
	新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 223個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的たる株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1株とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式の分割(無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で発行または行使されていない本新株予約権の対象株式数についてのみ行う。 調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」と総称する。)を行う場合、その他対象株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件等に応じ、合理的な範囲内で必要と認める対象株式数の調整をすることができるものとする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権1個当たり98,000円とする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権の行使により交付</p>	

を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に  
対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は金1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

2020年6月12日から2030年6月11日（割当日から10年間）と  
する。

新株予約権の行使の条件

①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

②本新株予約権への質権その他担保権の設定は認めない。

③当社の普通株式が金融商品取引所又はこれに類似するものであって、外国  
に所在し国際的に認知されているもの上場された場合には、上場日以降は、  
本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の行使条件の不成が確定し、新株予約権者が本新株予約権の全  
部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社株主総会が別途定め  
る日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

令和 2年 6月12日発行

令和 2年 8月11日登記

## 第2回新株予約権

新株予約権の数

330個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的たる株式の種類はA種優先株式とし、各本新株予約権  
の目的たる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。な  
お、当社がA種優先株式につき、株式の分割（無償割当を含む。以下、株式  
の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により  
対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権の  
うち、当該時点で発行または行使されていない本新株予約権の対象株式数に  
ついてのみ行う。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転  
（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、その他対象株式数の調整の必  
要が生じた場合、当社は合併等の条件等に応じ、合理的な範囲内で必要と認  
める対象株式数の調整をすることができるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本  
新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権の行使により交付  
を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に  
対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は金200,000円とする。

なお、本新株予約権の割当て後、当社がA種優先株式について、株式の分割  
または株式の併合を行う場合、株式の分割については株式の分割に係る基準  
日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、  
次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるも  
のとする。

調整後  
行使価額 = 調整前  
行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、本新株予約権の割当て後、当社が調整前の行使価額を下回る払込金額  
でA種優先株式を発行する場合または当社が保有するA種優先株式を処分す  
る場合（無償割当ての場合を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価  
額を調整し、調整による1円未満の端数は切捨てるものとする。

調整後  
行使価額 =  $\frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行A種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新規発行A種優先株式数}}$

上記算式において「既発行A種優先株式数」とは、当社の発行済A種優先株  
式数から当社が保有するA種優先株式数を控除した数とし、A種優先株式の  
処分を行う場合には「新規発行A種優先株式数」を「処分するA種優先株式  
数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるもの  
とする。さらに、本新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、その  
他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合  
理的な範囲内で必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間

2020年6月25日から2030年6月24日（割当日から10年間）と  
する。

新株予約権の行使の条件

①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

②本新株予約権への質権その他の担保権の設定は認めない。

③当社の普通株式が金融商品取引所又はこれに類似するものであって、外国  
に所在し国際的に認知されているもの上場された場合には、上場日以降は、  
本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権の行使条件の不成が確定し、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社株主総会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

令和 2年 6月 25日発行

令和 2年 8月 11日登記

### 第3回新株予約権

新株予約権の数

150個

100個

令和 3年 9月 30日変更 令和 3年 11月 10日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的たる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式の分割（無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で発行または行使されていない本新株予約権の対象株式数についてのみ行う。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、その他対象株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件等に応じ、合理的な範囲内で必要と認める対象株式数の調整をすることができるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨第3回新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は金200,000円とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和2年6月25日から令和12年6月24日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。

新株予約権の行使の条件

①取得事由が発生していないこと。

②1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

③本新株予約権への質権その他担保権の設定は認めない。

④当社の普通株式が金融商品取引所又はこれに類似するものであって、外国に所在し国際的に認知されているもの上場された場合には、上場日以降は、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社は、当社株主総会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

令和 2年 6月 25日発行

令和 2年 8月 11日登記

### 第1回FUNDINNO型有償新株予約権

新株予約権の数

3,987個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当会社の普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得た数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）とする。

(i) 割当日以降、当社が最初に行う、資金調達を目的とした発行価額の総額が1億円以上となる以下のいずれかの株式の発行（以下「次回株式資金調達」という。）において以下の方法より算出される価額に0.8を乗じた金額

但し、(i)の次回株式資金調達が当該新株予約権の割当日以後、半年以内に実施される場合には以下の方法により算出される価額とする。

・当社の普通株式の発行の場合

普通株式1株あたりの発行価額

・当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式の場合

- 取得請求権付株式に係る取得請求権が当初の条件で全て行使され、当該社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額
- ・ 当社の普通株式を交付する定めのある取得条項付株式の場合、取得条項付株式に係る取得条項が当初の条件で全て行使され、当該社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額
- (ii) 800,220,800円（以下「転換価額の算定に用いる評価上限額という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日とする。以下同じ。）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額
- なお、「完全希釈化後株式数」とは、発行済の当社普通株式の総数（但し、自己株式を除く。）をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、当社普通株式以外の当社株式等（当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得できる権利をいう。但し、本新株予約権及び本新株予約権と同様の内容を持つ新株予約権を除く。）については、その時点で権利が全て行使され、当社普通株式が発行されたものとみなし、また、下記（b）、（c）又は（d）の場合を除き、当社において発行を決定し、未だ発行されていない株式又は新株予約権があるときは、当該株式が全て発行され又は当該新株予約権の全てが発行されかつ行使され、当社普通株式が発行されたものとみなす。
- (b) 次回株式資金調達の払込期日以前に、支配権移転取引等を行うことを当社が決定した場合（当社が決定しない事項については当社株主が決定した場合をいう。以下同じ。）における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該支配権移転取引等の実行日（但し、次の（xi）については、解散又は清算となった日）における完全希釈化後株式数で除して得られる数（小数点以下切上げ）とする。
- なお、「支配権移転取引等」とは、次の（i）乃至（xi）のいずれかをいう。
- (i) 当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分（実質的に全部の売却、譲渡その他の処分とは、当該資産を売却することで運営していたすべての事業を継続することができない場合をいう。）
  - 但し、かかる行為が当社の持株会社（当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合を除く。
  - (ii) 当社が消滅会社となる合併（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - (iii) 当社が存続会社となる合併（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - (iv) 当社が完全子会社となる株式交換（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - (v) 当社が完全親会社となる株式交換（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - (vi) 株式移転（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - (vii) 当社が分割会社となる吸収分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - (viii) 当社が承継会社となる吸収分割（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - (ix) 新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
  - (x) 当社の株式の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）
  - (xi) 当社の解散又は清算
- (c) 次回株式資金調達における払込期日以前に、当社普通株式を金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場し、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該決定の日における完全希釈化後株式数で除して得られる数（小数点以下切上げ）とする。
- (d) 次回株式資金調達における払込期日以前に、上記（b）又は（c）のいずれの条件も満たさず行使最終期限の一ヶ月前の応当日が到来した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該応当日における完全希釈化後株式数で除して得られる数（小数点以下切上げ）とする。

(3) 転換価額の調整

- (a) 株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合により当社普通株式の数に変更が生じる場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額＝調整前転換価額／分割の比率又は併合の比率  
なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した比率を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した比率をいう。

- (b) 当社普通株式につき無償割当てをする場合は、株式の分割に準じて転換価額を調整する。この場合において、「分割の比率」は「無償割当て後の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）で除した比率」と読み替えて適用する。

- (c) 調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個当たり10,000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権は、2022年8月6日から2029年8月5日（以下「行使最終期限」という。）まで行使をすることができる。但し、行使最終期限が営業日でない場合には、その翌営業日を行使最終期限とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。  
(2) 本新株予約権は、行使最終期限の一ヶ月前の応当日の翌日以降、これを行行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

- (a) 当社は、「支配権移転取引等」のうち以下の取引を行うことを決定した場合、当該支配権移転取引等の効力発生日（上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(i)の取引については監査法人又は公認会計士より提出される取引直後の月次残高試算表に関する報告書の発行日の翌月末）を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (i) 同第(2)号(b)(i)の取引  
(ii) 同第(2)号(b)(iii)の合併  
(iii) 同第(2)号(b)(iv)の株式交換  
(iv) 同第(2)号(b)(v)の株式交換  
(v) 同第(2)号(b)(vi)の株式移転  
(vi) 同第(2)号(b)(vii)の吸収分割  
(vii) 同第(2)号(b)(viii)の吸収分割  
(viii) 同第(2)号(b)(ix)の新設分割

- (b) 当社は、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(x)の取引を行うことを決定し、当該取引の実行日の前日までに本新株予約権が残存する場合、当該取引の実行日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (c) 当社は、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(ii)の合併を行うことを決定し、かつ、合併契約に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される金銭の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (d) 当社は、以下の取引のうち支配権移転取引等に該当しない取引を行うことを決定し、合併契約、株式交換契約、株式移転計画、会社分割契約又は会社分割計画に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される新株予約権の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (i) 当社が消滅会社となる合併  
(ii) 当社が完全子会社となる株式交換  
(iii) 株式移転  
(iv) 当社が分割会社となる会社分割  
(v) 新設分割

- (e) 上記(a)、(b)、(c)又は(d)による本新株予約権の取得の対価として、当社は、以下のうちいずれか高い額に相当する金銭を交付する。

- (i) 取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数に当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（但し、支配権移転取引のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類

及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(i)に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額)を実行日の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額を乗じて得られる額

- (ii) 取得される本新株予約権の払込価額
- (f) 上記(e)にかかわらず、当社の定款に残余財産の分配時において普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることが定められている株式であって、かつ、当社の株主間の契約において支配権移転取引等により受領する対価について当該定款と同様に普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることができる旨が規定されている株式(以下「優先株式」という。)を当社が発行し、かつ上記(a)、(b)、又は(c)の取引において当該条項が契約に従って発動された場合、当該取引において決定された当社の株主持分の評価額(但し、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(i)に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額)から、当該優先株式に付された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち当該優先株主又は優先登録株式質権者が得られる価額の総額を控除した残額が、本新株予約権の払込価額の総額に満たない場合、当社は、当該残額につき本新株予約権への投資額に応じて按分した額を本新株予約権の取得の対価として、それに相当する金銭を交付する。なお、当該残額が負となる場合、本新株予約権の取得の対価は零とする。
- (g) 当社は、本新株予約権者又はその実質的支配者の全部又は一部に反社会的勢力(日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条各号に定める「反社会的勢力」をいう。)又は市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題がある者(いわゆる反市場的勢力)に該当する者が存在すると当社代表取締役が決定した場合、当社代表取締役が定める取得日に、当該取得日に残存する当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。この場合、当社は、当該本新株予約権の取得の対価として、当該本新株予約権の払込価額又は本新株予約権の当該取得日における時価のうちいずれか低い額に相当する金銭を交付する。

(2) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

- (a) 当社は、当社普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合、当該承認日から2週間後を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の株式を交付する。
- (b) 当社は、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(xi)を決定した場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。
- (c) 上記(a)、又は(b)による本新株予約権の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の交付する株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

令和	4年	8月	5日発行
令和	4年	8月	9日登記

第1回AoyamaLab型新株予約権

新株予約権の数

900個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
本新株予約権の目的たる株式の種類は当会社の普通株式とする。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得た数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 転換価額
  - (a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額(小数点以下切上げ)とする。
    - (i) 割当日以降、当社が最初に行う、資金調達を目的とした発行価額の総額が1億円以上となる以下のいずれかの株式の発行(以下「次回株式資金調達」という。)において以下の方法より算出される価額に0.8を乗じた金額  
但し、(i)の次回株式資金調達が当該新株予約権の割当日以後、半年以内に実施される場合には以下の方法により算出される価額とする。
      - ・当社の普通株式の発行の場合

- 普通株式1株あたりの発行価額
- ・当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式の場合取得請求権付株式に係る取得請求権が当初の条件で全て行使され当社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額
  - ・当社の普通株式を交付する定めのある取得条項付株式の場合取得条項付株式に係る取得条項が当初の条件で全て行使され当社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額
- (ii) 800,220,800円(以下「転換価額の算定に用いる評価上限額という。))を次回株式資金調達の前払期日(前払期間が設定された場合には、前払期間の初日とする。以下同じ。))の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額
- なお、「完全希釈化後株式数」とは、発行済の当社普通株式の総数(但し、自己株式を除く。)をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、当社普通株式以外の当社株式等(当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得できる権利をいう。但し、本新株予約権及び本新株予約権と同様の内容を持つ新株予約権を除く。)については、その時点で権利が全て行使され当社普通株式が発行されたものとみなし、また、下記(b)、(c)又は(d)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ発行されていない株式又は新株予約権があるときは、当該株式が全て発行され又は当該新株予約権の全てが発行されかつ行使され当社普通株式が発行されたものとみなす。
- (b) 次回株式資金調達の払込期日以前に、支配権移転取引等を行うことを当社が決定した場合(当社が決定しない事項については当社株主が決定した場合をいう。以下同じ。))における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該支配権移転取引等の実行日(但し、次の(xi)については、解散又は清算となった日)における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。なお、「支配権移転取引等」とは、次の(i)乃至(xi)のいずれかをいう。
- (i) 当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分(実質的に全部の売却、譲渡その他の処分とは、当該資産を売却することで運営していたすべての事業を継続することができない場合をいう。)
- 但し、かかる行為が当社の持株会社(当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合を除く。
- (ii) 当社が消滅会社となる合併(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- (iii) 当社が存続会社となる合併(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- (iv) 当社が完全子会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- (v) 当社が完全親会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- (vi) 株式移転(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- (vii) 当社が分割会社となる吸収分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- (viii) 当社が承継会社となる吸収分割(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- (ix) 新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)
- (x) 当社の株式の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)
- (xi) 当社の解散又は清算
- (c) 次回株式資金調達における払込期日以前に、当社普通株式を金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場し、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該決定の日における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。
- (d) 次回株式資金調達における払込期日以前に、上記(b)又は(c)のいずれの条件も満たさず行使最終期限の1ヶ月前の応当日が到来した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額

を当該応当日における完全希釈化後株式数で除して得られる数（小数点以下切上げ）とする。

(3) 転換価額の調整

- (a) 株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合により当社普通株式の数に変更が生じる場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額＝調整前転換価額／分割の比率又は併合の比率

なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した比率を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した比率をいう。

- (b) 当社普通株式につき無償割当てをする場合は、株式の分割に準じて転換価額を調整する。この場合において、「分割の比率」は「無償割当て後の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）で除した比率」と読み替えて適用する。

- (c) 調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個当たり10,000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権は、割当日の翌日から2029年8月5日（以下「行使最終期限」という。）まで行使することができる。但し、行使最終期限が営業日でない場合には、その翌営業日を行使最終期限とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の一部行使はできない。

- (2) 本新株予約権は、行使最終期限の1ヶ月前の応当日の翌日以降、これを行することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

- (a) 当社は、「支配権移転取引等」のうち以下の取引を行うことを決定した場合、当該支配権移転取引等の効力発生日（上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)

(i)の取引については監査法人又は公認会計士より提出される取引直後の月次残高試算表に関する報告書の発行日の翌月末）を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (i) 同第(2)号(b)(i)の取引  
(ii) 同第(2)号(b)(iii)の合併  
(iii) 同第(2)号(b)(iv)の株式交換  
(iv) 同第(2)号(b)(v)の株式交換  
(v) 同第(2)号(b)(vi)の株式移転  
(vi) 同第(2)号(b)(vii)の吸収分割  
(vii) 同第(2)号(b)(viii)の吸収分割  
(viii) 同第(2)号(b)(ix)の新設分割

- (b) 当社は、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(x)の取引を行うことを決定し、当該取引の実行日の前日までに本新株予約権が残存する場合、当該取引の実行日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (c) 当社は、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(ii)の合併を行うことを決定し、かつ、合併契約に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される金銭の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (d) 当社は、以下の取引のうち支配権移転取引等に該当しない取引を行うことを決定し、合併契約、株式交換契約、株式移転計画、会社分割契約又は会社分割計画に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される新株予約権の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (i) 当社が消滅会社となる合併  
(ii) 当社が完全子会社となる株式交換  
(iii) 株式移転  
(iv) 当社が分割会社となる会社分割  
(v) 新設分割

- (e) 上記(a)、(b)、(c)又は(d)による本新株予約権の取得の対価として、当社は、以下のうちいずれか高い額に相当する金銭を交付する。

- (i) 取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる

数に当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（但し、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（２）号（b）（i）に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額）を実行日の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額を乗じて得られる額

(ii) 取得される本新株予約権の払込価額

(f) 上記（e）にかかわらず、当社の定款に残余財産の分配時において普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることが定められている株式であって、かつ、当社の株主間の契約において支配権移転取引等により受領する対価について当該定款と同様に普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることができる旨が規定されている株式（以下「優先株式」という。）を当社が発行し、かつ上記（a）、（b）、又は（c）の取引において当該条項が契約に従って発動された場合、当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（但し、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（２）号（b）（i）に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額）から、当該優先株式に付された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち当該優先株主又は優先登録株式質権者が得られる価額の総額を控除した残額が、本新株予約権の払込価額の総額に満たない場合、当社は、当該残額につき本新株予約権への投資額に応じて按分した額を本新株予約権の取得の対価として、それに相当する金銭を交付する。なお、当該残額が負となる場合、本新株予約権の取得の対価は零とする。

(g) 当社は、本新株予約権者又はその実質的支配者の全部又は一部に反社会的勢力（日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条各号に定める「反社会的勢力」をいう。）又は市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題がある者（いわゆる反市場的勢力）に該当する者が存在すると当社代表取締役が決定した場合、当社代表取締役が定める取得日に、当該取得日に残存する当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。この場合、当社は、当該本新株予約権の取得の対価として、当該本新株予約権の払込価額又は本新株予約権の当該取得日における時価のうちいずれか低い額に相当する金銭を交付する。

(2) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 当社は、当社普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合、当該承認日から2週間後を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の株式を交付する。

(b) 当社は、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（２）号（b）（xi）を決定した場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。

(c) 上記（a）、又は（b）による本新株予約権の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の交付する株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

令和 4年 9月 16日発行

令和 5年 4月 3日登記

第2回AoyamaLab型新株予約権

新株予約権の数

2,000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とする。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得た数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）とする。

(i) 割当日以降、当社が最初に行う、資金調達を目的とした発行価額の総額が1億円以上となる以下のいずれかの株式の発行（以下「次回株式資金調達」という。）において以下の方法より算出される価額に0.8を乗じた金額

但し、（i）の次回株式資金調達が当該新株予約権の割当日以後、半年以内に実施される場合には以下の方法により算出される価額

とする。

- ・当社の普通株式の発行の場合  
普通株式1株あたりの発行価額
- ・当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式の場合  
取得請求権付株式に係る取得請求権が当初の条件で全て行使され当社普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額
- ・当社の普通株式を交付する定めのある取得条項付株式の場合  
取得条項付株式に係る取得条項が当初の条件で全て行使され当社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額

(ii) 800,220,800円(以下「転換価額の算定に用いる評価上限額という。')を次回株式資金調達の払込期日(払込期間が設定された場合には、払込期間の初日とする。以下同じ。)の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、発行済の当社普通株式の総数(但し、自己株式を除く。)をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、当社普通株式以外の当社株式等(当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得できる権利をいう。但し、本新株予約権及び本新株予約権と同様の内容を持つ新株予約権を除く。)については、その時点で権利が全て行使され当社普通株式が発行されたものとみなし、また、下記(b)、(c)又は(d)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ発行されていない株式又は新株予約権があるときは、当該株式が全て発行され又は当該新株予約権の全てが発行されかつ行使され当社普通株式が発行されたものとみなす。

(b) 次回株式資金調達の払込期日以前に、支配権移転取引等を行うことを当社が決定した場合(当社が決定しない事項については当社株主が決定した場合をいう。以下同じ。)における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該支配権移転取引等の実行日(但し、次の(xi)については、解散又は清算となった日)における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。なお、「支配権移転取引等」とは、次の(i)乃至(xi)のいずれかをいう。

(i) 当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分(実質的に全部の売却、譲渡その他の処分とは、当該資産を売却することで運営していたすべての事業を継続することができない場合をいう。)

但し、かかる行為が当社の持株会社(当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合を除く。

(ii) 当社が消滅会社となる合併(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(iii) 当社が存続会社となる合併(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(iv) 当社が完全子会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(v) 当社が完全親会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(vi) 株式移転(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(vii) 当社が分割会社となる吸収分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(viii) 当社が承継会社となる吸収分割(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(ix) 新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(x) 当社の株式の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)

(xi) 当社の解散又は清算

(c) 次回株式資金調達における払込期日以前に、当社普通株式を金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場し、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該決定の日における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。

(d) 次回株式資金調達における払込期日以前に、上記(b)又は(c)

のいずれの条件も満たさず行使最終期限の1ヶ月前の応当日が到来した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該応当日における完全希釈化後株式数で除して得られる数（小数点以下切上げ）とする。

(3) 転換価額の調整

(a) 株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合により当社普通株式の数に変更が生じる場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額＝調整前転換価額／分割の比率又は併合の比率

なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した比率を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した比率をいう。

(b) 当社普通株式につき無償割当てをする場合は、株式の分割に準じて転換価額を調整する。この場合において、「分割の比率」は「無償割当て後の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）で除した比率」と読み替えて適用する。

(c) 調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個当たり10,000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権は、割当日の翌日から2029年8月5日（以下「行使最終期限」という。）まで行使をすることができる。但し、行使最終期限が営業日でない場合には、その翌営業日を行使最終期限とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 本新株予約権は、行使最終期限の1ヶ月前の応当日の翌日以降、これを行行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 当社は、「支配権移転取引等」のうち以下の取引を行うことを決定した場合、当該支配権移転取引等の効力発生日（上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(i)の取引については監査法人又は公認会計士より提出される取引直後の月次残高試算表に関する報告書の発行日の翌月末）を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(i) 同第(2)号(b)(i)の取引

(ii) 同第(2)号(b)(iii)の合併

(iii) 同第(2)号(b)(iv)の株式交換

(iv) 同第(2)号(b)(v)の株式交換

(v) 同第(2)号(b)(vi)の株式移転

(vi) 同第(2)号(b)(vii)の吸収分割

(vii) 同第(2)号(b)(viii)の吸収分割

(viii) 同第(2)号(b)(ix)の新設分割

(b) 当社は、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(x)の取引を行うことを決定し、当該取引の実行日の前日までに本新株予約権が残存する場合、当該取引の実行日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(c) 当社は、上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第(2)号(b)(ii)の合併を行うことを決定し、かつ、合併契約に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される金銭の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(d) 当社は、以下の取引のうち支配権移転取引等に該当しない取引を行うことを決定し、合併契約、株式交換契約、株式移転計画、会社分割契約又は会社分割計画に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される新株予約権の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(i) 当社が消滅会社となる合併

(ii) 当社が完全子会社となる株式交換

(iii) 株式移転

(iv) 当社が分割会社となる会社分割

(v) 新設分割

(e) 上記(a)、(b)、(c)又は(d)による本新株予約権の取得の対価として、当社は、以下のうちいずれか高い額に相当する金銭

を交付する。

- (i) 取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数に当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（但し、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（2）号（b）（i）に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額）を実行日の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額を乗じて得られる額
- (ii) 取得される本新株予約権の払込価額
- (f) 上記（e）にかかわらず、当社の定款に残余財産の分配時において普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることが定められている株式であって、かつ、当社の株主間の契約において支配権移転取引等により受領する対価について当該定款と同様に普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることができる旨が規定されている株式（以下「優先株式」という。）を当社が発行し、かつ上記（a）、（b）、又は（c）の取引において当該条項が契約に従って発動された場合、当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（但し、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（2）号（b）（i）に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額）から、当該優先株式に付された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち当該優先株主又は優先登録株式質権者が得られる価額の総額を控除した残額が、本新株予約権の払込価額の総額に満たない場合、当社は、当該残額につき本新株予約権への投資額に応じて按分した額を本新株予約権の取得の対価として、それに相当する金銭を交付する。なお、当該残額が負となる場合、本新株予約権の取得の対価は零とする。
- (g) 当社は、本新株予約権者又はその実質的支配者の全部又は一部に反社会的勢力（日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条各号に定める「反社会的勢力」をいう。）又は市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題がある者（いわゆる反市場的勢力）に該当する者が存在すると当社代表取締役が決定した場合、当社代表取締役が定める取得日に、当該取得日に残存する当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。この場合、当社は、当該本新株予約権の取得の対価として、当該本新株予約権の払込価額又は本新株予約権の当該取得日における時価のうちいずれか低い額に相当する金銭を交付する。
- (2) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項
  - (a) 当社は、当社普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合、当該承認日から2週間後を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の株式を交付する。
  - (b) 当社は、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」第（2）号（b）（xi）を決定した場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。
  - (c) 上記（a）、又は（b）による本新株予約権の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の交付する株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

令和 4年12月28日発行

令和 5年 4月 3日登記

#### 第4回新株予約権

新株予約権の数

20,564個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式の分割（無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で発行または行使されていない本新株予約権の対象株式数についてのみ行う。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、その他対象株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件等に応じ、合理的な範囲内で必要と認める対象株式数の調整をすることができるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨第4回新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
 各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権の行使により交付  
 を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に  
 対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は金362円とする。  
 なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場  
 合、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合  
 については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を  
 調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当て後、当社が調整前の行使価額を下回る払込金額  
 で新株式を発行する場合または当社が保有する自己株式を処分する場合（無  
 償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新  
 株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、  
 または当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く）は、次  
 の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は  
 切捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が  
 保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新  
 規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当  
 たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、本新株予約権の割当て後、  
 当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調  
 整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲内で  
 必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間  
 令和7年3月2日から令和15年1月30日まで（行使期間の最終日が会社  
 の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。

新株予約権の行使の条件

- ①取得事由が発生していないこと。
- ②1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ③本新株予約権への質権その他担保権の設定は認めない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、  
 当社は、当社株主総会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取  
 得することができる。

令和 5年 3月 1日発行

令和 5年 5月 23日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数  
 23,880個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権  
 1個の目的たる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。  
 なお、当社が当社普通株式につき、株式の分割（無償割当てを含む。以下、株  
 式の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式によ  
 り対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権  
 のうち、当該時点で発行または行使されていない本新株予約権の対象株式数  
 についてのみ行う。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転  
 （以下「合併等」と総称する。）を行う場合、その他対象株式数の調整の必  
 要が生じた場合、当社は合併等の条件等に応じ、合理的な範囲内で必要と認  
 める対象株式数の調整を行うことができるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
 第5回新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権の行使により交付  
 を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に  
 対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は金362円とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場  
 合、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合  
 については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を  
 調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当て後、当社が調整前の行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合または当社が保有する自己株式を処分する場合（無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、または当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、本新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲内で必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間

令和7年3月2日から令和15年1月30日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。

新株予約権の行使の条件

①取得事由が発生していないこと。

②1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

③本新株予約権への質権その他担保権の設定は認めない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社株主総会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

令和 5年 3月 1日発行

令和 5年 5月 23日登記

### 第3回AoyamaLab型有償新株予約権

新株予約権の数

5000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得た数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）とする。

(i) 割当日以降、当社が最初に行う、資金調達を目的とした発行価額の総額が1億円以上となる以下のいずれかの株式の発行（以下「次回株式資金調達」という。）において以下の方法より算出される価額に0.8を乗じた金額；但し、(i)の次回株式資金調達が当該新株予約権の割当日以後、半年以内に実施される場合には以下の方法により算出される価額とする。

・当社の普通株式の発行の場合

普通株式1株あたりの発行価額

・当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式の場合

取得請求権付株式に係る取得請求権が当初の条件で全て行使され当社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額

・当社の普通株式を交付する定めのある取得条項付株式の場合

取得条項付株式に係る取得条項が当初の条件で全て行使され当社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額

(ii) 800, 220, 800円（以下「転換価額の算定に用いる評価上限額」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日とする。以下同じ。）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、発行済の当社普通株式の総数（但し、自己株式を除く。）をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、当社普通株式以外の当社株式等（当社の株式、

新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得できる権利をいう。但し、本新株予約権及び本新株予約権と同様の内容を持つ新株予約権を除く。)については、その時点で権利が全て行使され当社普通株式が発行されたものとみなし、また、下記(b)、(c)又は(d)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ発行されていない株式又は新株予約権があると雖、当該株式が全て発行され又は当該新株予約権の全てが発行されかつ行使され当社普通株式が発行されたものとみなす。

- (b) 次回株式資金調達の前払期日以前に、支配権移転取引等を行うことを当社が決定した場合(当社が決定しない事項については当社株主が決定した場合をいう。以下同じ。)における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該支配権移転取引等の実行日(但し、(xi)については、解散又は清算となった日)における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。  
なお、「支配権移転取引等」とは、次の(i)乃至(xi)のいずれかをいう。

- (i) 当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分(実質的に全部の売却、譲渡その他の処分とは、当該資産を売却することで運営していたすべての事業を継続することができない場合をいう。)但し、かかる行為が当社の持株会社(当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合を除く。  
(ii) 当社が消滅会社となる合併(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)  
(iii) 当社が存続会社となる合併(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)  
(iv) 当社が完全子会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)  
(v) 当社が完全親会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)  
(vi) 株式移転(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)  
(vii) 当社が分割会社となる吸収分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)  
(viii) 当社が承継会社となる吸収分割(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)  
(ix) 新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)  
(x) 当社の株式の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)  
(xi) 当社の解散又は清算

- (c) 次回株式資金調達における前払期日以前に、当社普通株式を金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に類するものに上場し、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該決定の日における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。  
(d) 次回株式資金調達における前払期日以前に、上記(b)又は(c)のいずれの条件も満たさず行使最終期限の1ヶ月前の応当日が到来した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該応当日における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。

### (3) 転換価額の調整

- (a) 株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は併合により当社普通株式の数に変更が生じる場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 / 分割の比率又は併合の比率  
なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した比率を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した比率をいう。

- (b) 当社普通株式につき無償割当てをする場合は、株式の分割に準じて転換価額を調整する。この場合において、「分割の比率」は「無償割当て後の発行済普通株式総数(但し、その時点で当社が保有する当社普

通株式を除く。)を無償割当て前の発行済普通株式総数(但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。)で除した比率」と読み替えて適用する。

- (c) 調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個当たり10,000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権は、割当日の翌日から2029年8月5日(以下「行使最終期限」という。)まで行使をすることができる。但し、行使最終期限が営業日でない場合には、その翌営業日を行使最終期限とする。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権の一部行使はできない。

(b) 本新株予約権は、行使最終期限の1ヶ月前の応当日の翌日以降、これを行行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 金銭を対価とする本新株予約権の取得に関する事項

(a) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)に規定する支配権移転取引等のうち以下の取引を行うことを決定した場合、当該支配権移転取引等の効力発生日(「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)(b)(i)の取引については監査法人又は公認会計士より提出される取引直後の月次残高試算表に関する報告書の発行日の翌月末)を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(i) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(i)の取引

(ii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(iii)の合併

(iii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(iv)の株式交換

(iv) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(v)の株式交換

(v) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(vi)の株式移転

(vi) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(vii)の吸収分割

(vii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(viii)の吸収分割

(viii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(ix)の新設分割

(b) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(x)の取引を行うことを決定し、当該取引の実行日の前日までに本新株予約権が残存する場合、当該取引の実行日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(c) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2)(b)(ii)の合併を行うことを決定し、かつ、合併契約に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される金銭の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(d) 当社は、以下の取引のうち支配権移転取引等に該当しない取引を行うことを決定し、合併契約、株式交換契約、株式移転計画、会社分割契約又は会社分割計画に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される新株予約権の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(i) 当社が消滅会社となる合併

(ii) 当社が完全子会社となる株式交換

(iii) 株式移転

(iv) 当社が分割会社となる会社分割

(v) 新設分割

(e) 上記(a)、(b)、(c)又は(d)による本新株予約権の取得の対価として、当社は、以下のうちいずれか高い額に相当する金銭を交付する。

(i) 取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数に当該取引において決定された当社の株主持分の評価額

(但し、支配権移転取引等のうち「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)(b)(i)に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額)を実行日の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額を乗じて得られる額

(ii) 取得される本新株予約権の払込価額

- (f) 上記(e)にかかわらず、当社の定款に残余財産の分配時において普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることが定められている株式であって、かつ、当社の株主間の契約において支配権移転取引等により受領する対価について当該定款と同様に普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることができる旨が規定されている株式(以下「優先株式」という。)を当社が発行し、かつ上記(a)、(b)、又は(c)の取引において当該条項が契約に従って発動された場合、当該取引において決定された当社の株主持分の評価額(但し、支配権移転取引のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)(b)(i)に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額)から、当該優先株式に付された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち当該優先株主又は優先登録株式質権者が得られる価額の総額を控除した残額が、本新株予約権の払込価額の総額に満たない場合、当社は、当該残額につき本新株予約権への投資額に応じて按分した額を本新株予約権の取得の対価として、それに相当する金銭を交付する。なお、当該残額が負となる場合、本新株予約権の取得の対価は零とする。
- (g) 当社は、本新株予約権者又はその実質的支配者の全部又は一部に反社会的勢力(日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条各号に定める「反社会的勢力」をいう。)又は市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題がある者(いわゆる反市場的勢力)に該当する者が存在すると当社代表取締役が決定した場合、当社代表取締役が定める取得日に、当該取得日に残存する当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。この場合、当社は、当該本新株予約権の取得の対価として、当該本新株予約権の払込価額又は本新株予約権の当該取得日における時価のうちいずれか低い額に相当する金銭を交付する。
- (2) 当社普通株式を対価とする本新株予約権の取得に関する事項
- (a) 当社は、当社普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合、当該承認日から2週間後を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。
- (b) 当社は、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)(b)(xi)を決定した場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。
- (c) 上記(a)又は(b)による本新株予約権の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の交付する株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

令和 5年 8月18日発行

令和 5年11月24日登記

第4回AoyamaLab型有償新株予約権

新株予約権の数

1000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得た数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額(小数点以下切上げ)とする。

(i) 割当日以降、当社が最初に行う、資金調達を目的とした発行価額の総額が1億円以上となる以下のいずれかの株式の発行(以下「次回株式資金調達」という。)において以下の方法より算出される価額に0.8を乗じた金額;但し、(i)の次回株式資金調達が当該新株予約権の割当日以後、半年以内に実施される場合には以下の方法により算出される価額とする。

- ・当社の普通株式の発行の場合  
普通株式1株あたりの発行価額
- ・当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式の場合  
取得請求権付株式に係る取得請求権が当初の条件で全て行使され当社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額
- ・当社の普通株式を交付する定めのある取得条項付株式の場合

- 取得条項付株式に係る取得条項が当初の条件で全て行使され  
当社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普  
通株式1株あたりの価額
- (ii) 800,220,800円(以下「転換価額の算定に用いる評  
価上限額」という。)を次回株式資金調達の払込期日(払込期  
間が設定された場合には、払込期間の初日とする。以下同じ。)  
の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額  
なお、「完全希釈化後株式数」とは、発行済の当社普通株式の  
総数(但し、自己株式を除く。)をいう。但し、完全希釈化後  
株式数の算出上、当社普通株式以外の当社株式等(当社の株式、  
新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得できる  
権利をいう。但し、本新株予約権及び本新株予約権と同様の内  
容を持つ新株予約権を除く。)については、その時点で権利が  
全て行使され当社普通株式が発行されたものとみなし、また、  
下記(b)、(c)又は(d)の場合を除き、当社において発  
行を決定し未だ発行されていない株式又は新株予約権があると  
きは、当該株式が全て発行され又は当該新株予約権の全てが発  
行されかつ行使され当社普通株式が発行されたものとみなす。
- (b) 次回株式資金調達の払込期日以前に、支配権移転取引等を行うことを  
当社が決定した場合(当社が決定しない事項については当社株主が決  
定した場合をいう。以下同じ。)における転換価額は、転換価額の算  
定に用いる評価上限額を当該支配権移転取引等の実行日(但し、(xi)  
については、解散又は清算となった日)における完全希釈化後株式数  
で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。  
なお、「支配権移転取引等」とは、次の(i)乃至(xi)のいずれか  
をいう。
- (i) 当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分  
(実質的に全部の売却、譲渡その他の処分とは、当該資産を売  
却することで運営していたすべての事業を継続することができ  
ない場合をいう。)但し、かかる行為が当社の持株会社(当社  
の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における  
当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することにな  
る会社をいう。)の設立を目的として行われる場合を除く
- (ii) 当社が消滅会社となる合併(但し、かかる行為の直前における  
当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有するこ  
とになる場合を除く。)
- (iii) 当社が存続会社となる合併(但し、かかる行為の直前における  
当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有するこ  
とになる場合を除く。)
- (iv) 当社が完全子会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前に  
おける当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を  
有することになる場合を除く。)
- (v) 当社が完全親会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前に  
おける当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を  
有することになる場合を除く。)
- (vi) 株式移転(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、新  
設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除  
く。)
- (vii) 当社が分割会社となる吸収分割(但し、当社の事業の全部又は  
実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前にお  
ける当社の株主が、承継会社の議決権の過半数を有することにな  
る場合を除く。)
- (viii) 当社が承継会社となる吸収分割(但し、かかる行為の直前にお  
ける当社の株主が、承継会社の総株主の議決権の過半数を有す  
ることになる場合を除く。)
- (ix) 新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継さ  
れる場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、新  
設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除  
く。)
- (x) 当社の株式の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における  
当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決  
権の過半数を保有することになる場合を除く。)
- (xi) 当社の解散又は清算
- (c) 次回株式資金調達における払込期日以前に、当社普通株式を金融商品  
取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上  
場し、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであ  
って外国に開設されるものに登録した場合における転換価額は、転換  
価額の算定に用いる評価上限額を当該決定の日における完全希釈化後  
株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。
- (d) 次回株式資金調達における払込期日以前に、上記(b)又は(c)の  
いずれの条件も満たさず行使最終期限の1ヶ月前の応当日が到来した  
場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該  
応当日における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下  
切上げ)とする。
- (3) 転換価額の調整
- (a) 株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又  
は併合により当社普通株式の数に変更が生じる場合には、次に定める

算式をもって転換価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 / 分割の比率又は併合の比率

なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した比率を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した比率をいう。

- (b) 当社普通株式につき無償割当てをする場合は、株式の分割に準じて転換価額を調整する。この場合において、「分割の比率」は「無償割当て後の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）で除した比率」と読み替えて適用する。
- (c) 調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権1個当たり10,000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権は、割当日の翌日から2029年8月5日（以下「行使最終期限」という。）まで行使をすることができる。但し、行使最終期限が営業日でない場合には、その翌営業日を行使最終期限とする。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権の一部行使はできない。

(b) 本新株予約権は、行使最終期限の1ヶ月前の応当日の翌日以降、これ

を行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 金銭を対価とする本新株予約権の取得に関する事項

(a) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) に規定する支配権移転取引等のうち以下の取引を行うことを決定した場合、当該支配権移転取引等の効力発生日（「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2) (b) (i) の取引については監査法人又は公認会計士より提出される取引直後の月次残高試算表に関する報告書の発行日の翌月末）を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(i) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)

(b) (i) の取引

(ii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)

(b) (iii) の合併

(iii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)

(b) (iv) の株式交換

(iv) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)

(b) (v) の株式交換

(v) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)

(b) (vi) の株式移転

(vi) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)

(b) (vii) の吸収分割

(vii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)

(b) (viii) の吸収分割

(viii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)

(b) (ix) の新設分割

(b) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (x) の取引を行うことを決定し、当該取引の実行日の前日までに本新株予約権が残存する場合、当該取引の実行日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(c) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (ii) の合併を行うことを決定し、かつ、合併契約に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される金銭の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(d) 当社は、以下の取引のうち支配権移転取引等に該当しない取引を行うことを決定し、合併契約、株式交換契約、株式移転計画、会社分割契約又は会社分割計画に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される新株予約権の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(i) 当社が消滅会社となる合併

(ii) 当社が完全子会社となる株式交換

(iii) 株式移転

(iv) 当社が分割会社となる会社分割

(v) 新設分割

(e) 上記 (a) (b) (c) 又は (d) による本新株予約権の取得の対価

として、当社は、以下のうちいずれか高い額に相当する金銭を交付する。

- (i) 取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数に当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（但し、支配権移転取引等のうち「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)(b)(i)に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額)を実行日の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額を乗じて得られる額
  - (ii) 取得される本新株予約権の払込価額
  - (f) 上記(e)にかかわらず、当社の定款に残余財産の分配時において普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることが定められている株式であって、かつ、当社の株主間の契約において支配権移転取引等により受領する対価について当該定款と同様に普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることができる旨が規定されている株式(以下「優先株式」という。)を当社が発行し、かつ上記(a)、(b)、又は(c)の取引において当該条項が契約に従って発動された場合、当該取引において決定された当社の株主持分の評価額(但し、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)(b)(i)に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額)から、当該優先株式に付された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち当該優先株主又は優先登録株式質権者が得られる価額の総額を控除した残額が、本新株予約権の払込価額の総額に満たない場合、当社は、当該残額につき本新株予約権への投資額に応じて按分した額を本新株予約権の取得の対価として、それに相当する金銭を交付する。なお、当該残額が負となる場合、本新株予約権の取得の対価は零とする。
  - (g) 当社は、本新株予約権者又はその実質的支配者の全部又は一部に反社会的勢力(日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条各号に定める「反社会的勢力」をいう。)又は市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題がある者(いわゆる反市場的勢力)に該当する者が存在すると当社代表取締役が決定した場合、当社代表取締役が定める取得日に、当該取得日に残存する当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。この場合、当社は、当該本新株予約権の取得の対価として、当該本新株予約権の払込価額又は本新株予約権の当該取得日における時価のうちいずれか低い額に相当する金銭を交付する。
- (2) 当社普通株式を対価とする本新株予約権の取得に関する事項
- (a) 当社は、当社普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合、当該承認日から2週間後を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の株式を交付する。
  - (b) 当社は、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2)(b)(xi)を決定した場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。
  - (c) 上記(a)又は(b)による本新株予約権の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の交付する株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

令和 5年 8月18日発行

令和 5年11月24日登記

#### 第5回AoyamaLab型有償新株予約権

新株予約権の数

500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する当社普通株式を処分する数は、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得た数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額(小数点以下切上げ)とする。

(i) 割当日以降、当社が最初に行う、資金調達を目的とした発行価額の総額が1億円以上となる以下のいずれかの株式の発行(以下「次回株式資金調達」という。)において以下の方法より算出される価額に0.8を乗じた金額:但し、(i)の次回株式

資金調達に当該新株予約権の割当日以後、半年以内に実施される場合には以下の方法により算出される価額とする。

- ・当社の普通株式の発行の場合  
普通株式1株あたりの発行価額
- ・当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式の場合  
取得請求権付株式に係る取得請求権が当初の条件で全て行使され当該社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額
- ・当社の普通株式を交付する定めのある取得条項付株式の場合  
取得条項付株式に係る取得条項が当初の条件で全て行使され当該社の普通株式が発行されたものとみなして算出された、普通株式1株あたりの価額

(ii) 800,220,800円(以下「転換価額の算定に用いる評価上限額」という。)を次回株式資金調達の払込期日(払込期間が設定された場合には、払込期間の初日とする。以下同じ。)の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額  
なお、「完全希釈化後株式数」とは、発行済の当社普通株式の総数(但し、自己株式を除く。)をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、当社普通株式以外の当社株式等(当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得できる権利をいう。但し、本新株予約権及び本新株予約権と同様の内容を持つ新株予約権を除く。)については、その時点で権利が全て行使され当社普通株式が発行されたものとみなし、また、下記(b)、(c)又は(d)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ発行されていない株式又は新株予約権があるときは、当該株式が全て発行され又は当該新株予約権の全てが発行されかつ行使され当社普通株式が発行されたものとみなす。

(b) 次回株式資金調達の払込期日以前に、支配権移転取引等を行うことを当社が決定した場合(当社が決定しない事項については当社株主が決定した場合をいう。以下同じ。)における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該支配権移転取引等の実行日(但し、(xi)については、解散又は清算となった日)における完全希釈化後株式数で除して得られる数(小数点以下切上げ)とする。  
なお、「支配権移転取引等」とは、次の(i)乃至(xi)のいずれかをいう。

(i) 当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分(実質的に全部の売却、譲渡その他の処分とは、当該資産を売却することで運営していたすべての事業を継続することができない場合をいう。)但し、かかる行為が当社の持株会社(当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合を除く

(ii) 当社が消滅会社となる合併(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(iii) 当社が存続会社となる合併(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(iv) 当社が完全子会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(v) 当社が完全親会社となる株式交換(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(vi) 株式移転(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(vii) 当社が分割会社となる吸収分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(viii) 当社が承継会社となる吸収分割(但し、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(ix) 新設分割(但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)

(x) 当社の株式の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)

(xi) 当社の解散又は清算

(c) 次回株式資金調達における払込期日以前に、当社普通株式を金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場し、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録した場合における転換価額は、転換

価額の算定に用いる評価上限額を当該決定の日における完全希釈化後株式数で除して得られる数（小数点以下切上げ）とする。

- (d) 次回株式資金調達における払込期日以前に、上記（b）又は（c）のいずれの条件も満たさず行使最終期限の1ヶ月前の応当日が到来した場合における転換価額は、転換価額の算定に用いる評価上限額を当該応当日における完全希釈化後株式数で除して得られる数（小数点以下切上げ）とする。

(3) 転換価額の調整

- (a) 株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は併合により当社普通株式の数に変更が生じる場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 / 分割の比率又は併合の比率  
なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した比率を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した比率をいう。

- (b) 当社普通株式につき無償割当てをする場合は、株式の分割に準じて転換価額を調整する。この場合において、「分割の比率」は「無償割当て後の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（但し、その時点で当社が保有する当社普通株式を除く。）で除した比率」と読み替えて適用する。
- (c) 調整後の転換価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
本新株予約権1個当たり10,000円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権は、割当日の翌日から2029年8月5日（以下「行使最終期限」という。）まで行使することができる。但し、行使最終期限が営業日でない場合には、その翌営業日を行使最終期限とする。

新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権の一部行使はできない。  
(b) 本新株予約権は、行使最終期限の1ヶ月前の応当日の翌日以降、これを行行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 金銭を対価とする本新株予約権の取得に関する事項

- (a) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) に規定する支配権移転取引等のうち以下の取引を行うことを決定した場合、当該支配権移転取引等の効力発生日（「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2) (b) (i) の取引については監査法人又は公認会計士より提出される取引直後の月次残高試算表に関する報告書の発行日の翌月末）を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

(i) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (i) の取引

(ii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (iii) の合併

(iii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (iv) の株式交換

(iv) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (v) の株式交換

(v) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (vi) の株式移転

(vi) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (vii) の吸収分割

(vii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (viii) の吸収分割

(viii) 「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (ix) の新設分割

- (b) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (x) の取引を行うことを決定し、当該取引の実行日の前日までに本新株予約権が残存する場合、当該取引の実行日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (c) 当社は、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

(2) (b) (ii) の合併を行うことを決定し、かつ、合併契約に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される金銭の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (d) 当社は、以下の取引のうち支配権移転取引等に該当しない取引を行うことを決定し、合併契約、株式交換契約、株式移転計画、会社分割契

約又は会社分割計画に本新株予約権発行要項中「組織再編行為の際の本新株予約権の取り扱い」に規定される新株予約権の交付に関する条項が定められなかった場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得する。

- (i) 当社が消滅会社となる合併
  - (ii) 当社が完全子会社となる株式交換
  - (iii) 株式移転
  - (iv) 当社が分割会社となる会社分割
  - (v) 新設分割
- (e) 上記 (a) (b) (c) 又は (d) による本新株予約権の取得の対価として、当社は、以下のうちいずれか高い額に相当する金銭を交付する。
- (i) 取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数に当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（但し、支配権移転取引等のうち「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2) (b) (i) に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額）を実行日の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額を乗じて得られる額
  - (ii) 取得される本新株予約権の払込価額
- (f) 上記 (e) にかかわらず、当社の定款に残余財産の分配時において普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることが定められている株式であって、かつ、当社の株主間の契約において支配権移転取引等により受領する対価について当該定款と同様に普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち残余財産の分配を受けることができる旨が規定されている株式（以下「優先株式」という。）を当社が発行し、かつ上記 (a)、(b)、又は (c) の取引において当該条項が契約に従って発動された場合、当該取引において決定された当社の株主持分の評価額（但し、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2) (b) (i) に該当する場合は監査法人又は公認会計士の報告書の対象となっている月次残高試算表の純資産の額）から、当該優先株式に付された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち当該優先株主又は優先登録株式質権者が得られる価額の総額を控除した残額が、本新株予約権の払込価額の総額に満たない場合、当社は、当該残額につき本新株予約権への投資額に応じて按分した額を本新株予約権の取得の対価として、それに相当する金銭を交付する。なお、当該残額が負となる場合、本新株予約権の取得の対価は零とする。
- (g) 当社は、本新株予約権者又はその実質的支配者の全部又は一部に反社会的勢力（日本証券業協会が定める定款の施行に関する規則第15条各号に定める「反社会的勢力」をいう。）又は市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題がある者（いわゆる反市場的勢力）に該当する者が存在すると当社代表取締役が決定した場合、当社代表取締役が定める取得日に、当該取得日に残存する当該本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。この場合、当社は、当該本新株予約権の取得の対価として、当該本新株予約権の払込価額又は本新株予約権の当該取得日における時価のうちいずれか低い額に相当する金銭を交付する。
- (2) 当社普通株式を対価とする本新株予約権の取得に関する事項
- (a) 当社は、当社普通株式が金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場が承認、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似するものであって外国に開設されるものに登録が承認された場合、当該承認日から2週間後を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。
- (b) 当社は、支配権移転取引等のうち上記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」(2) (b) (xi) を決定した場合、当該取引の効力発生日を取得日として、その前日までに残存する本新株予約権をすべて取得し、当社の普通株式を交付する。
- (c) 上記 (a) 又は (b) による本新株予約権の取得の対価として、当社は、取得される本新株予約権の払込価額を転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の交付する株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

令和 5年 8月31日発行

令和 5年11月24日登記

#### 第6回新株予約権

新株予約権の数

1,100,000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式の分割（無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式によ

り対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で発行または行使されていない本新株予約権の対象株式数についてのみ行う。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、その他対象株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件等に応じ、合理的な範囲内で必要と認める対象株式数の調整をすることができるものとする。

対象株式数の調整を行うときは、当社は調整後対象株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知する。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は金1円とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \quad \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

行使価額  
また、本新株予約権の割当て後、当社が調整前の行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合または当社が保有する自己株式を処分する場合（無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、または当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \quad \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}$$

行使価額  
上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、本新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲内で必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間  
2026年1月12日から2034年1月11日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。

新株予約権の行使の条件

- ①取得事由が発生していないこと。
- ②1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ③本新株予約権への質権その他担保権の設定は認めない。
- ④本新株予約権の行使時において、1)かつ2)のいずれかも満たすこと。  
1)当社または再編対象会社の取締役会で本新株予約権の行使が決議されること。  
2)新株予約権者が反社会勢力等と関係がなく、かつ出資金が組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法の規制を受けるものではないこと。
- ⑤対象者は、権利行使時に、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、使用人、業務委託先のいずれかの地位にあること。ただし、株主総会（取締役会が設置されている場合には取締役会）の決議によって権利行使を認める場合はこの限りではない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社株主総会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

令和 6年 1月11日発行

令和 7年 1月24日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数  
6,636個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式の分割（無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で発行または行使されていない本新株予約権の対象株式数についてのみ行う。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、その他対象株式数の調整の必要が生じた場合、当社は合併等の条件等に応じ、合理的な範囲内で必要と認める対象株式数の調整をすることができるものとする。

対象株式数の調整を行うときは、当社は調整後対象株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知する。募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法各本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は金362円とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当て後、当社が調整前の行使価額を下回る払込金額で新株式を発行する場合または当社が保有する自己株式を処分する場合（無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得による場合、または当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切捨てるものとする。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、本新株予約権の割当て後、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整の必要が生じた場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲内で必要と認める調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間  
令和8年3月2日から令和16年1月30日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）。

新株予約権の行使の条件

- ①取得事由が発生していないこと。
- ②1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ③本新株予約権への質権その他担保権の設定は認めない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社株主総会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

令和	6年	3月	1日発行
令和	7年	1月	24日登記

登記記録に関する事項

令和2年6月15日東京都目黒区中目黒五丁目10番13号から本店移転  
令和2年6月29日登記

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。